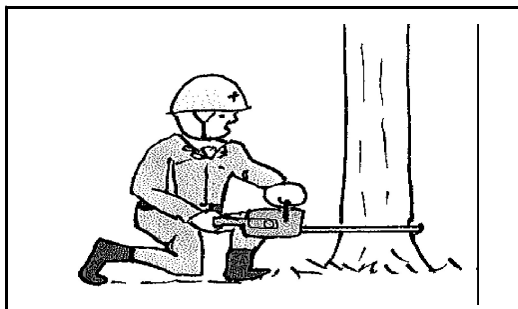


【特別教育】

チェーンソーによる伐木業務に係る補講

(特別教育 2.5時間)のご案内



北海道労働局長登録教育機関
一般社団法人 北海道林業機械化協会
札幌市中央区北4条西4丁目伊藤ビル6F
(TEL011-251-0708, FAX011-251-0710)

チェーンソーによる伐木業務に関する関係法令等が改正されたことに伴い、既に当該特別教育を受講された方(修了証を所有されてる者)は令和2年7月末までに下記の内容の「補講講習」を受講することが規定されました。

当協会では安全衛生団体として、次により補講講習会を行います。

つきましては、受講者が20名以上いましたら、「出張講習」を行いますので、ご希望がありましたら当協会までご連絡をお願いします。

1 講習カリキュラム

講習科目	講習内容		講習時間
学 科	・ 伐木作業に関する知識	造材の方法	1時間
		下肢の切創防止用保護衣等の着用	
	・ 関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1時間
	小 計		2時間
実 技	・ 伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	0.5時間
		小 計	
合 計			2.5時間

* 安衛則第36条第8号の修了者の場合

2 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、特別教育修了証<伐木等の業務(大径木)>の写しを添えて当協会に送付してください。

受講料 : 4,000円 (税込教本代含む。)

3 受講時に持参するもの

学科講習には、筆記用具(鉛筆・蛍光ペン)等を持参してください。

4 修了証の交付

特別教育を修了した人に、当協会が「修了証」を交付します。